

防衛医科大学学校病院規則第3号

防衛医科大学学校病院総合臨床部運営規則を次のように定める。

平成9年10月1日

防衛医科大学学校病院長 永 田 直 一

防衛医科大学学校病院総合臨床部運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、防衛医科大学学校病院総合臨床部（以下「総合臨床部」という。）における診療の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(総合臨床部の診療)

第2条 総合臨床部は、専門診療科を特定できない患者及び複数疾患を有する患者などの診療を、総合的・継続的に行うものとする。

(各診療科等の協力)

第3条 各診療科及び各部は、総合臨床部の診療業務の運営が行われるよう、それぞれ協力するものとする。

(運営委員会)

第4条 総合臨床部における診療の円滑な運営を図るため、別に定める運営委員会を置く。

(委任規定)

第5条 この規則に定めるもののほか、総合臨床部の診療業務運営に関し必要な事項は、前条に定める運営委員会の議を経て総合臨床部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。